資料3

# 岩国市立保育園の整備実施計画（第３次）抜粋

岩国市立保育園の整備に関する基本方針（第２次）及び岩国市立保育園の整備計画（第２次）に基づき、次のとおり岩国市立保育園の整備実施計画（第３次）を定めます。

【整備実施計画の期間等】

令和６年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの５年間とします。

なお、検討の対象とする園をカテゴリーに分類していますが、検討の結果、また、その後の地域（旧市町村単位（通津地区は由宇地域に加える））の小学校就学前児童数の推移や保育園の利用実態、職員の実態、施設の環境、社会情勢の変化などに応じ、適時検討、修正を行います。

## ２　民営化する園

次に掲げる事項をもとに検討した結果、民間による建替えを行い運営も民営化します。

- 【ソフト面】地域の保育に係るニーズと提供体制から、民間による長期的・安定的な保育の提供が可能か（保育所の認可を得るには、利用定員が 20 人以上となることが必要（「保育所の設置認可等について」（平成 12 年３月 30 日児発第 295 号）第１の３（１）定員による）。）
- 【ハード面】施設の耐震性の有無及び老朽化の状況

| 対象園 | 現状と選定理由等 |
|---|---|
| えきまえ保育園 | ① 地域に市立保育園が別にある。<br>② 園舎は、岩国市福祉会館との併設（１階の一部）で、昭和 57 年３月に旧耐震基準で建設し、耐震基準を満たしておらず、建設後、長期間経過し、建屋や空調等内部的な部分も老朽化が顕著となっている。<br>③ 麻里布小学校区に他の民間の就学前教育・保育施設があるが、園舎は、中心市街地に位置し、利便性が高いため、高い保育ニーズがあり民間が業とする上でより成立し易い。<br>④ 園舎のある福祉会館及び福祉会館の施設の在り方の検討の状況と適合させながら、施設の設置場所を検討する。<br>⑤ 現在の場所で民営化する場合には、保育ニーズ等に対し保育の提供を継続して行う必要性があることから、他の場所に仮園舎を建設し、保育しながら建替えを行う。<br>⑥ 民間から民営化等の優れた提案があった場合、当該提案内容の検討も視野に入れる。<br>⑦ 園舎は、洪水浸水想定区域及び高潮危険区域に該当する場所に建築されているため相応の対策を実施する。 |

**２．民営化する園として、えきまえ保育園を対象としていましたが、**

１．人口減少の推移状況が想定していた以上であること。
２．麻里布小学校区域の就学前児童数の減少率が、市内全体の減少率よりも高いこと。
３．麻里布小学校区域の既存の民間園が、園児数の減少から年々、利用定員を減少して運営していること。
４．岩国市保育協会、岩国幼稚園協会から、既存の民間園で、園児の受け入れ体制を整備することで、現計画の見直しを求める要望書が提出されたこと。
５、物価高騰の状況下で、民設民営できる事業者の手が挙がるのかという懸念があること。
６、現在の保育園の状況（耐震基準を満たさず、老朽化の進行、駐車場不足）
７．新保育園建設用地の確保が困難であること。

など、課題の整理、子どもの出生数の減少、要望書の提出を踏まえ、検討を重ねた結果現在の計画を見直し、えきまえ保育園を令和 10 年度末で廃園することとし、近隣の民間園にて園児の受け入れ体制を整備していただくことに方針を変更しました。

# 岩国市立保育園の整備実施計画（第３次）

岩国市立保育園の整備に関する基本方針（第２次）及び岩国市立保育園の整備計画（第２次）に基づき、次のとおり岩国市立保育園の整備実施計画（第３次）を定めます。

【整備実施計画の期間等】

令和６年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの５年間とします。

なお、検討の対象とする園をカテゴリーに分類していますが、検討の結果、また、その後の地域（旧市町村単位（通津地区は由宇地域に加える））の小学校就学前児童数の推移や保育園の利用実態、職員の実態、施設の環境、社会情勢の変化などに応じ、適時検討、修正を行います。

また、新たに施設を建設する場合においては、小学校就学前児童に対し、保育の必要性の有無に関係なく、教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園への移行を優先して検討することとします。

１　耐震化する園

次に掲げる事項をもとに検討した結果、建替えを行い市立保育園として運営します。

・【ソフト面】地域の保育に係るニーズと提供体制から、市が直営で保育を提供する必要性があるか

・【ハード面】施設の耐震性の有無及び老朽化の状況

| 対象園 | 現状と選定理由等 |
|---|---|
| ひがし保育園 | ① 利用児童数が多く、東小学校区に他の民間の就学前教育・保育施設があるが、今後も保育ニーズが見込まれる。<br>② 園舎は、昭和 47 年と 50 年に旧耐震基準で建設し、２棟のうち１棟は耐震基準を満たしておらず、いずれも建設後、長期間経過し、配管や空調等内部的な部分も老朽化が顕著となっている。<br>③ 送迎用の駐車場がなく、また大型車両を含め交通量も多い事から原則として、移転して建替えを行うこととし、用地の取得状況や周辺の環境等を考慮した上で最終的に移転の可否を決定する。<br>④ 現在の場所で建替えを行う場合は、保育の提供を継続して行う必要性があることから、他の場所に仮園舎を建設し、保育しながら建替えを行う。<br>⑤ 市が直営で児童発達支援を行う事業所「岩国市太陽の家」が園舎のうちの１棟にＬ字型に接続する形状で設置されている。施設は昭和 60 年に新耐震基準で建設されたが、長期間経過し老朽化が進みバリアフリーにも対応しきれていない。<br>⑥ 「岩国市太陽の家」については依然ニーズが高く、今後も特性に応じた柔軟な保育を行うとともに、受け入れが厳しい医療的ケア児の支援も公による積極的な受け入れが求められているため、多様なニーズに対応可能な施設として一体的に建替えを行う。<br>⑦ 園舎は、洪水浸水想定区域及び高潮危険区域に該当する場所に建築されているため相応の対策を実施する。 |

2　民営化する園

次に掲げる事項をもとに検討した結果、民間による建替えを行い運営も民営化します。

・【ソフト面】地域の保育に係るニーズと提供体制から、民間による長期的・安定的な保育の提供が可能か（保育所の認可を得るには、利用定員が 20 人以上となることが必要（「保育所の設置認可等について」（平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号）第 1 の 3（1）定員による）。）

・【ハード面】施設の耐震性の有無及び老朽化の状況

| 対象園 | 現状と選定理由等 |
|---|---|
| えきまえ保育園 | ① 地域に市立保育園が別にある。<br>② 園舎は、岩国市福祉会館との併設（1 階の一部）で、昭和 57 年 3 月に旧耐震基準で建設し、耐震基準を満たしておらず、建設後、長期間経過し、建屋や空調等内部的な部分も老朽化が顕著となっている。<br>③ 麻里布小学校区に他の民間の就学前教育・保育施設があるが、園舎は、中心市街地に位置し、利便性が高いため、高い保育ニーズがあり民間が業とする上でより成立し易い。<br>④ 園舎のある福祉会館及び福祉会館の施設の在り方の検討の状況と適合させながら、施設の設置場所を検討する。<br>⑤ 現在の場所で民営化する場合には、保育ニーズ等に対し保育の提供を継続して行う必要性があることから、他の場所に仮園舎を建設し、保育しながら建替えを行う。<br>⑥ 民間から民営化等の優れた提案があった場合、当該提案内容の検討も視野に入れる。<br>⑦ 園舎は、洪水浸水想定区域及び高潮危険区域に該当する場所に建築されているため相応の対策を実施する。 |

3　統合し民営化を検討する園

次に掲げる事項をもとに統合することにより民営化を検討する園を定めます。

・【ソフト面】地域の保育に係るニーズと提供体制から、民間による長期的・安定的な保育の提供が可能か（保育所の認可を得るには、利用定員が 20 人以上となることが必要（「保育所の設置認可等について」（平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号）第 1 の 3（1）定員による）。）

・【ハード面】施設の耐震性の有無及び老朽化の状況

| 対象園 | 現状と選定理由等 |
|---|---|
| かわしも保育園 | ① 地域に市立保育園が別にある。<br>② 園舎は、昭和 48 年に旧耐震基準で建設したが、耐震診断の結果、耐震基準を満たしている。建設後、長期間経過し、老朽化が顕著となっている。<br>③ 川下小学校区に他の民間の就学前教育・保育施設があるが、園舎は、中心市街地にも近く幹線道路に面し、利便性があり、今後も一定の保育ニーズが見込まれ園児数的には民営化可能。<br>④ 調理室や乳児用の保育室は狭く、設備も古く園舎を譲 |

| | |
|---|---|
| | 渡しても大規模な改修が必要である。また、送迎用の駐車場もなく現状の施設のままでは民営化は困難。<br>⑤ 園舎は、洪水浸水想定区域及び高潮危険区域に該当する場所に建築されているため相応の対策が必要。 |
| くろいそ保育園 | ① 地域に市立保育園が別にある。<br>② 園舎は、昭和 52 年に旧耐震基準で建設したが、耐震診断の結果、耐震基準を満たしている。しかし、建設後、長期間経過し老朽化が顕著となっており、また送迎用の駐車場もない。<br>③ 利用定員 50 人に対し、利用児童数は 25 人で、今後も保育ニーズが大幅に回復する見込みは少なく単独園としての民営化は困難。<br>④ 中洋小学校区及び灘小学校区に他の民間の就学前教育・保育施設がある。<br>⑤ 園舎は、土砂災害警戒区域に該当する場所に建築されているため相応の対策が必要。 |

4　統廃合を検討する園

次に掲げる事項をもとに検討する園を定めます。

・【ソフト面】地域の保育に係るニーズと提供体制から、保育を継続して提供する必要性があるか

・【ソフト面】保育の利用児童数が 20 人を下回っていないか

（児童福祉法第 39 条第 1 項・・・保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が 20 人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。）

・【ハード面】施設の耐震性の有無及び老朽化の状況

| 対象園 | 現状と選定理由等 |
|---|---|
| ながの保育園 | ① 地域に市立保育園が別にある。<br>② 園舎は、昭和 54 年に旧耐震基準で建設し、耐震基準を満たしておらず、建設後、長期間経過し、老朽化が進んでいる。<br>③ 利用定員 20 人に対し、利用児童数が 19 人で、今後も保育ニーズが大幅に高くなる見込みはなく単独園としての民営化は困難。しかし、保育需要の高い周東地域の中にあって一定の保育ニーズがある。<br>④ 周北小学校区及び修成小学校区に他の民間の就学前教育・保育施設はないが、送迎可能範囲には存在する。<br>⑤ 園舎は、土砂災害警戒区域に該当する場所に建築されているため相応の対策が必要。<br>⑥ 今後の保育ニーズ（管外保育（市外の者が本市の保育所を利用すること）の保育ニーズを除く。）の状況を見ながら、統廃合を検討する。 |